

はしがき

複雑に高度化し、グローバル化した産業社会における現代の企業経営は、厳しい環境下での堅実経営を余儀なくされている。かつてのように、設備投資による生産の拡大や業績の伸長にのみ焦点を合わせて、企業を取り巻く各種のリスクに対する備えを少しでもおろそかにすることは許されなくなっている。ひとたび、企業が事故・災害・その他不祥事を引き起こすと、そのダメージは経営危機を招き、企業のサステナビリティ（存続可能性）を危うくするばかりでなく、地域社会・消費者など広範囲に及ぶことになる。

このように複雑に拡大した企業内外のリスクを、最小でしかも経常的なコストでコントロールしようとする経営手法「リスクマネジメント」の重要性は今後一層高まると考える。

その理由として、①新しい仕組みや新しい技術が数多く出現したことによりリスクの種類が格段に増加し、しかも損害が大型化したこと、②社会がめまぐるしく変化し、将来の予測が困難になり不確実性が増えていること、③国際化して、海外に充満しているリスクに直接関わる機会が増えたことによりトラブルが多発していること、などが挙げられる。

リスクマネジメントは、このようにリスクが多種多様化してきた時代に対処する指針を示す役割を持っている。

リスクマネジメントは、論者によって様々な定義がされているが、これを平易に言えば「リスクマネジメントとは、企業の内外に潜むすべてのリスクを発見して、これを分析・評価し、その結果に基づいて事故の防止、損失軽減のためのリスク・コントロールと、損失が発生した時の資金補てんのためのリスク・ファイナンスを組み合わせて、小さなコストで損失を極小化するための活動である」といえる。

リスクマネジメントは危険対象と管理対象の種類により、企業危険を管理対象とする企業リスクマネジメント、家庭危険を管理対象とする家庭リスクマネジメント（ファミリー・リスクマネジメント）、国公営事業危険を管理対象とする

官公庁リスクマネジメントに類別できるが、一般にリスクマネジメントといえば、対象危険に多様性と巨大性が見られる企業リスクマネジメントを指す場合が多い。しかし、最近では、家庭をめぐる危険も多様化、複雑化し、これに対応するためには、リスク理論を用いた家庭危険の科学的管理、すなわち家庭リスクマネジメント（ファミリー・リスクマネジメント）も重要性を増してきている。また、現在はリスクが多様化し、巨大化し、国際化してきたと同時に社会化してきている。すなわち、現在はソーシャル・リスクの時代であることを踏まえて、このソーシャル・リスクを克服するためのソーシャル・リスクマネジメントも必要になってきている。

さらに、日本では1990年代後半以降企業の不祥事が多発したことから、企業運営の監督・監査の必要性が認識されるようになり、コーポレートガバナンスのあり方が注目され、コンプライアンスや法的リスクマネジメントへの取組みの必要が強く問われるようになってきた。多様なリスクの中で、現在企業にとって最も警戒すべきリスクが法的リスクである。最近の企業社会を取り巻く法的環境は大きく変わり、これに伴い、企業が実践しなければならない、法的リスクマネジメントの対象も変わってきている。こうした企業社会を取り巻く法的環境の変化を踏まえて、本書は、「企業の法的リスクマネジメント」というタイトルのもとに、内部統制、個人情報漏えい、製造物責任、環境法規制およびメンタルヘルスなどに関わる最近の企業リスクとリスクマネジメントについて論述したものである。

第1章の内部統制とリスクマネジメントにおいては、先駆けとして知られるアメリカのSOX法（The Sarbanes-Oxley Act：米国企業改革法）を参考に日本でも法制化され、2006年6月に制定された金融商品取引法の中に含まれている内部統制規定である、いわゆる日本版SOX法（J-SOX法）が2008年4月1日以後に開始する事業年度から適用されたことを踏まえて、日本版SOX法対応時代に問われるリスクマネジメントの重要性について述べた。第2章の個人情報保護法と企業のリスクマネジメントにおいては、2005年4月1日に全面施行された個人情報保護法の制度のもとに、特に相次ぐ個人情報漏えい事故に対する企業のリスクマネジメントについて述べた。第3章の製造物責任法と企業のリスク

マネジメントにおいては、企業を取り巻くリスクが多様化、大型化する傾向の中で、経営に重大な影響を与えうる製造物責任リスクへの対策は、製品を製造・販売するすべての企業にとって不可欠のものであることを踏まえて、製造物責任法のもとにおける企業の製造物責任リスクとリスクマネジメントについて、製造物責任リスクを対象とする生産物賠償責任保険も含めて考察することとした。第4章の最近の環境法規制のもとにおける企業のリスクマネジメントにおいては、現在深刻な問題になっている廃棄物・リサイクル問題、我々の日常生活に深く関わりこれを支えている化学物質の有害性の問題、有害物質による土壌汚染問題および地球規模の破局的な気候変動を引き起こすおそれがある地球温暖化問題等に関する環境法規制のもとにおける企業の環境リスクマネジメントについて述べることとした。第5章の企業のメンタルヘルス・リスクマネジメントにおいては、厚生労働省が事業場におけるメンタルヘルス対策の適切かつ有効な実施をさらに推進するため、2005年に労働安全衛生法を改正し、長時間労働に起因する健康障害防止対策を強化するとともに、2006年3月、同法70条の2第1項に基づく指針として策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を踏まえて、職場におけるメンタルヘルス・リスクマネジメントの重要性について述べた。また、法的リスクマネジメントの視点からメンタルヘルス・リスクに対する企業の賠償責任と民間保険の役割・限界を検討することとした。

以上のとおり、本書は最近日本でクローズアップされている企業の法的リスクとリスクマネジメントについて論述したものである。本書がリスクマネジメントに関心を持つ研究者および実務家、あるいは、学部および大学院でリスクマネジメントを学ぼうとする学生諸君の勉学の一助となれば幸甚である。

ところで、本書が出版できたのは、実に多くの方々のご指導・ご教示のおかげであることはいうまでもない。まず、学生時代に海上保険論のゼミナールでご指導を受けた恩師故葛城照三先生（早稲田大学名誉教授）には保険会社への就職から会社員時代も含めて大変お世話になったことに心からの感謝を申し上げなければならない。本書が、先生の学恩に多少なりともお答えできるものであれば、非常に嬉しい限りである。次に、日本リスクマネジメント学会会長・名

管理理事長の亀井利明先生（関西大学名誉教授）には、学会での研究発表や研究活動全般についてご指導をいただいていることに心より感謝申し上げます。また、大学卒業後勤務していた日本火災海上保険株式会社（現日本興亜損害保険株式会社）では、二度のニューヨーク駐在を含めて、上司、同僚、後輩の方々に恵まれ充実した会社員生活を送れたことに感謝申し上げるとともに、当時よりお世話になった大羽宏一先生（尚網大学学長，大分大学名誉教授）および戸出正夫先生（ソーシャル・リスクマネジメント学会会長，元白鷗大学大学院教授）には、引き続き現在も日本リスクマネジメント学会および日本保険学会等でお世話になっていることに心より感謝申し上げます。さらに、会社を定年退職後赴任した長崎県立大学でお世話になった松本勇先生（長崎県立大学名誉教授）および山下登先生（岡山大学大学院法務研究科教授）に対して心より感謝申し上げます。また、日本リスクマネジメント学会および日本保険学会の諸先生方に対し、平素のご指導とご厚意に深く感謝の意を表したい。

現在、神戸学院大学法学部に籍を置いて、佐藤雅美学部長をはじめ同僚の先生方や事務の方々にお世話になりながら、大変充実した教育・研究生生活を送っている。厚く御礼申し上げたい。特に、岡田豊基先生（神戸学院大学教授）には日本保険学会等でもお世話になっていることに心より御礼申し上げたい。

本書の出版にあたり、神戸学院大学法学会から出版助成を得ることができたことに改めて感謝申し上げます。また、厳しい出版事情のもとで本書出版において種々の適切な助言を頂戴し、編集の労をお取り下さった法律文化社代表取締役の田藤純子氏にも、ここに謹んで謝意を捧げる。

最後に、私事で恐縮であるが、これまでの会社員生活および研究生生活を支えてくれた妻・敏子と長男・智彦に対して感謝の気持ちを記すことをお許し願いたい。

2010年4月

神戸港を目の前にしたポートアイランドキャンパスにて
赤堀勝彦